



# 島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第44号）

## 1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

## ア 土地改良法に基づく次の権限

- (ア) 決算関係書類の受理
- (イ) 土地改良施設に関する情報の提供

## イ 土壌汚染対策法に基づく次の権限

- (ア) 使用が廃止された有害物質使用特定施設の工場等の敷地であった土地であって、健康被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたものに係る土地の形質の変更の届出の受理
- (イ) 土壌汚染状況調査及び報告の命令（協議を要するものを除く。(エ)及び(カ)において同じ。）
- (ウ) 汚染除去等計画の作成及び提出の指示
- (エ) 汚染除去等計画の提出の命令
- (オ) 変更後の汚染除去等計画の受理
- (カ) 汚染除去等計画の実施措置に係る変更の命令
- (キ) (カ)の命令に係る期間の短縮及び短縮後の期間の通知
- (ク) 実施措置を講じた旨の報告の受理
- (ケ) 施行管理方針に基づく一定の要件に該当する土地の形質の変更をした者の届出の受理

## ウ 土壌汚染対策法施行規則に基づく次の権限

- (ア) 汚染除去等計画の受理
- (イ) 施行管理方針の確認の申請の受理
- (ウ) 施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出の受理
- (エ) 施行管理方針を変更しようとする者の届出の受理
- (オ) 施行管理方針を変更した者の届出の受理
- (カ) 施行管理方針の廃止の届出の受理
- (キ) 施行管理方針の確認の取消し
- (ク) 要措置区域等に搬入された土壌に係る届出の受理

## エ 児童福祉法施行規則に基づく次の権限

- (ア) 養子縁組里親希望者の申請書の受理
- (イ) 養子縁組里親希望者の申請に係る要件等の調査
- (ウ) 養育里親又は養子縁組里親の死亡等の届出の受理
- (エ) 養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録事項の変更の届出の受理

(2) その他規定の整備

## 2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

**規 則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第44号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部2の項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 第29条の2第4項の規定による決算関係書類の受理
- (2) 第57条の9の規定による土地改良施設に関する情報の提供

別表保健所の部61の項中第26号を第34号とし、第17号から第25号までを8号ずつ繰り下げ、同項第16号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め、同号を同項第24号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (28) 第12条第4項の規定による同条第1項第1号の土地の形質の変更をした者の届出の受理

別表保健所の部61の項中第15号を第22号とし、第14号を第21号とし、第13号を第20号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (19) 第7条第9項の規定による実施措置を講じた旨の報告の受理

別表保健所の部61の項第12号中「第7条第4項」を「第7条第8項」に、「指示措置等」を「実施措置」に改め、同号を同項第18号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (14) 第7条第2項の規定による汚染除去等計画の提出の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。）
- (15) 第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理
- (16) 第7条第4項の規定による汚染除去等計画の実施措置に係る変更の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。）

- (17) 第7条第5項の規定による同条第4項に規定する期間の短縮及び短縮後の期間の通知

別表保健所の部61の項第11号中「汚染の除去等の措置」を「汚染除去等計画の作成及び提出」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 第3条第7項の規定による同条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出の受理
- (8) 第3条第8項の規定による土壤汚染状況調査及び報告の命令（第55条の規定による協議を要するものを除く。）

別表保健所の部62の項第4号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改め、同項中第6号を第14号とし、第5号の次に次の8号を加える。

- (6) 第36条の3第1項の規定による汚染除去等計画の受理
- (7) 第49条の2第1項の規定による施行管理方針の確認の申請の受理
- (8) 第52条の5第1項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出の受理
- (9) 第52条の6第1項の規定による施行管理方針を変更しようとする者の届出の受理
- (10) 第52条の6第2項の規定による施行管理方針を変更した者の届出の受理
- (11) 第52条の7第1項の規定による施行管理方針の廃止の届出の受理
- (12) 第52条の8第1項の規定による施行管理方針の確認の取消し
- (13) 第59条の2第2項第3号イの規定による要措置区域等に搬入された土壤に係る届出の受理

別表児童相談所の部3の項第2号中「又は第2項」を削り、「養育里親又は専門里親」を「養育里親希望者」に改め、同項第3号中「養育里親」を「養育里親希望者」に、「専門里親」を「専門里親希望者」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第36条の41第2項の規定による専門里親希望者の申請書を受理すること。
- (4) 第36条の41第3項の規定による養子縁組里親希望者の申請書を受理すること。

別表児童相談所の部3の項に次の3号を加える。

- (6) 第36条の42第2項の規定による養子縁組里親希望者の申請に係る要件等についての調査をすること。

(7) 第36条の43第1項の規定による養育里親又は養子縁組里親の死亡等の届出を受理すること。

(8) 第36条の43第2項の規定による養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録事項の変更の届出を受理すること。

別表農林振興センターの部2の項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第29条の2第4項の規定による決算関係書類の受理

別表県土整備事務所の部51の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第57条の9の規定による土地改良施設に関する情報の提供

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。